

令和 8 年第 1 回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員 長 関 貴 光

1 開催日時 令和8年3月6日（金曜日）午前10時29分～午前11時13分

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

(1) 議案第68号 青森市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

4 報告事項

- (1) (仮称) 青森市環境基本計画の策定について
- (2) 生活保護費における家族介護料加算の追加支給について
- (3) 統合新病院に関する懇談について
- (4) 青森市民病院と県立中央病院との分娩集約化について

○出席委員

委員長	関 貴 光	委員	木 村 淳 司
委員	小 熊 ひと美	委員	竹 山 美 虎
委員	山 田 千 里	委員	小 豆 畑 緑
委員	万 徳 なお子		

○欠席委員

副委員長 山 本 武 朝

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	佐々木 浩 文	こども未来部次長	太 田 直 樹
福祉部長	白 戸 高 史	保健部次長	福 士 秀 徳
こども未来部長	大久保 綾 子	市民病院事務局次長	小 鹿 正 憲
保健部長	千 葉 康 伸	環境政策課長	菊 池 朋 康
市民病院事務局長	今 国 弘	市民病院事務局総務課長	須 藤 静 路
環境部次長	齊 藤 寿 一	関係課長等	
福祉部次長	福 島 清 裕		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿 崎 良 輔 議事調査課主査 山 下 貴 子

○関貴光委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

本日は、山本副委員長がけがの療養のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案1件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第68号「青森市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第68号「青森市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明いたします。

お手元の資料、議案第68号関係資料1を御覧ください。

「1 提案理由」については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業——こども誰でも通園制度が令和8年4月1日から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として実施されることとなっています。

これに伴い、当該事業を行う者は、市町村が条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を満たし、その旨を市町村の確認を受けることにより、市町村が負担する乳児等支援給付費の対象となることができるとされました。

今般、市町村の確認を受けた事業者が従うべき基準が国から示されましたことから、当該基準に従いまたは参酌して本条例を制定するものです。

「2 基準となる府令」については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準であります。

「3 制定内容」については、運営に関する主な基準として、事前の保護者との面談、他の教育・保育施設との連携、虐待等の禁止等について規定いたします。

「4 施行期日」については、令和8年4月1日から施行するものです。

議案第68号関係資料2を御覧ください。

主な制定内容について、順に御説明いたします。

第1章は、総則として、趣旨及び一般原則を定めるものです。

第2章は、当該事業を実施する事業者が順守しなければならない事項である、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準を定めるものです。

第3条は、1時間当たりの利用定員等を定めるものとすることを定めます。

第4条は、支援の提供開始前に、保護者と面談を行い、子ども及び保護者の心身の状況等を把握しなければならないことなどを定めます。

第5条は、正当な理由がなければ利用の申込みを拒んではならないことを定めます。

第6条は、利用に関する市のあっせんや要請に協力するよう努めなければならない

いことを定めます。

第7条は、支援の提供開始前に、乳児等支援支給認定証の記載事項を確認することを定めます。

第8条は、認定を受けていない保護者には、速やかに認定申請が行われるよう援助を行わなければならないことを定めます。

第9条は、子ども及び保護者の心身の状況等の把握に努めなければならないことを定めます。

第10条は、教育・保育施設等との円滑な接続のため、教育・保育施設等との連携に努めなければならないことを定めます。

第11条は、支援を提供した日時、内容などを記録しなければならないことを定めます。

第12条は、支援に係る費用のほか、保護者から文書等による同意を得た上で、食費等の実費の支払いを受けることができることを定めます。

第13条は、保護者に対し、乳児等支援給付費の額を通知しなければならないことを定めます。

資料の2ページを御覧ください。

第14条は、保育所保育指針に準じ、子ども及び保護者の心身の状況等に応じ適切に支援を提供しなければならないことを定めます。

第15条は、自ら支援の質を評価するとともに、定期的に外部の者による評価を受け、常に改善に努めなければならないことを定めます。

第16条は、子ども及び保護者の心身の状況等の把握に努め、相談に適切に応じ、必要な援助を行わなければならないことを定めます。

第17条は、職員は、子どもの体調急変時などは、速やかに保護者や医療機関への連絡等の必要な措置を講じなければならないことを定めます。

第18条は、保護者が不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受けた場合等は、認定した市町村に通知しなければならないことを定めます。

第19条は、運営についての重要事項に関する規程を定め、保護者に周知しなければならないことを定めます。

第20条は、事業所ごとに職員の勤務体制を定めることなどを定めます。

第21条は、1時間当たりの利用定員を超えて支援の提供を行ってはならないことを定めます。

第22条は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示することなどを定めます。

第23条は、子どもの国籍、信条、社会的身分または支払いの状況によって、差別的取扱いをしてはならないことを定めます。

第24条は、職員は、虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを定めます。

第25条は、職員及び職員であった者は、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを定めます。

第26条は、保護者が適切に事業者を選択できるよう、情報提供に努めなければならないことなどを定めます。

第27条は、利用者の紹介を受けること等の対価として、他の事業者等と利益の授受をしてはならないことを定めます。

第28条は、苦情に迅速・適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置など、必要な措置を講じなければならないことを定めます。

資料の3ページを御覧ください。

第29条は、地域住民等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努めなければならないことを定めます。

第30条は、事故発生防止の指針、体制を整備し、職員に対する研修等を定期的に行わなければならないことなどを定めます。

第31条は、事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないことを定めます。

第32条は、事業所に関する諸記録を整備し、支援の提供に関する記録等は5年間保存しなければならないことを定めます。

第3章は、雑則として、事業を実施する際に作成する文書等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを定めます。

附則は、施行日を定めます。

以上、議案第68号の主な制定内容について御説明申し上げましたが、各条文の詳細につきましては、議案第68号を御確認いただき、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長 これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 第10条について、教育・保育施設等との円滑な接続のため、教育・保育施設等との連携に努めなければならないというのは、子どもが通っている園ではないんですか。それとも、それに関連する施設のことを指しているんですか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 この制度の対象が3歳未満児ということになりますので、その後、3歳以降に入る園と連携をするということになります。

[万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ]

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山田委員。

○山田千里委員 第5条について、正当な理由がなければ利用の申込みを拒んではならないという——申込みを拒んでもいい、正当な理由とは何ですか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 具体的には、その事情によって違うと思いますが、

できるだけ、そのサービスを提供するようという形になろうかと思えます。園の事情によってとなりますが、基本的には拒まないということになります。

〔山田千里委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 前もってお願いしているんですけども、子どもを預かってほしい方と、預かってもいいよという方とのマッチングをしている青森市ファミリー・サポート・センターの活用状況を教えてください。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 利用会員、サポート会員両方に登録している会員の合計で令和6年度では1315人、令和7年度1月末時点では1262人です。

そして、サービスの利用の状況ですけども、預かり、送迎両方合わせての活動で、令和6年度が3537件、令和7年度は1月末時点で2376件となっております。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 これもう、賛否を言っているんですけど。

○関貴光委員長 賛否は言わないで……

○万徳なお子委員 まだですか……

○関貴光委員長 万徳委員よろしいですか……

○万徳なお子委員 言っているんですけど、今の流れ……

〔「賛否、意見」と呼ぶ者あり〕

○万徳なお子委員 意見を言っているんですけど、ごめんなさい。

この条例案に関しては反対です。

まず、様々な実務や業務が出てくる。今でも保育士不足の中、やはり現場の保育士の負担が大変だということです。受入れ手続や、初めて来るお子さんの対応、保護者との説明という、ざっくり言っても以前、こども誰でも通園制度について、保育士の声を聞いたことを紹介しましたが、やっぱりやらなくするわけです。

最初は皆、そうだと思うんですけども、その子をずっとおんぶして、業務に当たらなきゃいけないと。しかも実際、園にいる子どもたちも共鳴して、運営が大変だと。

だから、通園するなら慣らし保育で徐々にということもあるし、子どもの発達段階においては、そうやって少しずつ社会性を身につけるといのは、大事だとは思いますが、それが途切れ途切れで、その子どもや、園にいる子ども、何より保育士の負担が増大するという。それによって、アレルギー対応とか、体調が悪かったときに十分対応できるのかどうか。事故などのリスクが未然に防げるのかどうかというところに懸念があるわけです。

先ほどお尋ねした、ファミリー・サポート・センターをかなり利用している方も多いですし、料金や周知など、いろいろまた改善して、こういった要望に応じていくことのほうが大事ではないかなという理由で反対です。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第68号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**関貴光委員長** 起立多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○**関貴光委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、「(仮称)青森市環境基本計画の策定について」報告を求めます。環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 「(仮称)青森市環境基本計画の策定について」御報告いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 策定の目的」については、本市ではこれまで、各種法令や青森市総合計画に基づき、各環境政策の推進に取り組んできましたが、昨今の地球温暖化による気候変動など、環境に関する様々な問題が顕在化しておりますことから、本市の環境政策の実効性を高めるため、去る令和7年12月に制定した青森市環境基本条例に基づき、環境分野における基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、現在及び将来世代へ良好な環境を継承しようとするものであります。

「2 計画の位置づけ」については、青森市環境基本条例第8条に基づく、環境の保全及び創造に関する施策を推進する基本的な計画として策定するものであり、青森市総合計画の基本政策、政策及び施策を推進するための個別計画に位置づけるものであります。

「3 計画期間」については、令和8年度から令和10年度までとし、青森市総合計画前期基本計画の計画終期と整合を図るものであります。

最後に、「4 計画策定スケジュール(予定)」については、市民・事業者アンケートの実施や環境分野に関する学識経験者等で組織する青森市環境審議会での審議、わたしの意見提案制度の実施などを経まして、令和9年2月の計画策定を予定して

おります。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「生活保護費における家族介護料加算の追加支給について」報告を求めます。
福祉部長。

○白戸高史福祉部長 生活保護費における家族介護料加算の追加支給について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 事案の概要」については、この度、障害により日常生活の3つの基本動作——すなわち、食事、排便、入浴の全てにおいて介護を必要とする者を、同一世帯の家族等が介護する場合に支給される家族介護料加算について、追加で支給すべき世帯が判明したものであります。

この家族介護料加算につきましては、資料の下に記載されておりますとおり、身体障害者障害程度等級表1級等の障害にある者であって、当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とする者を、同一世帯に属する者が介護する場合に、月額1万3490円となりますが、これを別に加算して算定するものであります。

「2 該当世帯」については、今回追加支給の対象となりますのは5世帯、合計6名であります。

「3 経緯と原因」については、経緯といたしましては、他自治体での家族介護料の算定漏れの報道や本市議会での御指摘を受け、令和7年4月の国による生活保護問答集についての一部改正や、同年8月に示された新たな認定基準に照らし、家族介護料の加算対象となり得る世帯を抽出し、個別に訪問等による介護状況の調査を実施した結果、新たな認定基準を満たし、追加支給すべき世帯が複数判明したものであります。

当該事案の原因につきましては、新たな認定基準が示される以前の国の認定要件が抽象的であったこと、具体的には、先程申し上げました3つの基本動作のすべてに介護が必要である旨が示されておらず、現場での具体的な判断基準が不明確であったことによるものであります。

「4 追加支給の対応」については、新たに判明した5世帯につきましては、令和8年4月の生活保護費支給分から家族介護料を加算することとしておりますが、それ以前の期間につきましては、全ての対象世帯が基準の明確化以前から介護を要する実態が継続していたものと判断されることから、地方自治法に基づき、過去5年分を遡及して支給することといたしました。追加支給額は461万2680円となり、実施予定日は令和8年4月1日としております。

「5 再発防止策」については、今後は改正された認定基準の解釈を組織内で統

一・徹底するとともに、定期的な家庭訪問等を通じて個々の介護状況の的確な把握に努め、引き続き保護費支給事務手続の適正な執行を図ってまいります。

報告は以上であります。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 「3 経緯と原因」の「(2) 原因」のところですけども、食事、排便、入浴の要件が曖昧だった、不明確だったと。

それで、今は明確になったということなんですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 令和7年8月の認定基準で示される前の要件といたしましては日常生活の全てに介護が必要というふうな表現だけしか示されておりませんでした。

それが、令和6年11月に堺市でこの家族介護料の関係で、支給すべきなんじゃないかというふうな報道などがありまして、結果、それを受けまして、国のほうでこの基準について明確化したと。その明確化されたものが先ほど申しました、食事、排便、入浴という3つの具体的な基本動作が明示されたのと併せて、福祉サービスを受けていても認定可能というようなことを示されました。これまでは、日常生活全てに介護が必要というふうな言葉だけで、基本的にはそのサービスを受けているとか、24時間本当に介護が必要だとかというような、かなり厳しい条件という捉え方をしていたということで、なかなか家族介護料加算の認定ができない状況だったんですが、他市のほうでいろいろ国と協議した結果、国のほうで改めて3つの基本動作と福祉サービスを受けていても認定可能というものが示されましたので、それに基づき個々に調査をして、この3つの基本動作全てに当てはまる世帯があるかどうかを確認した結果、今回、5世帯6名の追加支給が判明したという状況であります。

[万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ]

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 追加支給の対応なんですけれども、最大5年分の遡及というんですが、この5世帯6名に関しては、5年分という最大限の遡及をするんですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 5世帯6名は、5年前から同じ介護が必要な状況が続いていると確認できましたので、全員、5年分遡及して支給することとしたいと思います。

[小熊ひと美委員「ありがとうございます」と呼ぶ]

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「統合新病院に関する懇談について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** 統合新病院に関する懇談について御報告いたします。
資料を御覧ください。

去る2月12日に、共同経営・統合新病院に係る基本設計の進捗に関する説明及び意見交換を目的とした統合新病院に関する懇談を開催いたしました。当日は、悪天候にもかかわらず、統合新病院整備場所周辺地域の住民や周辺の町会長等、26名の方に参集いただきまして、統合新病院の図面やイメージパースなどを会場のスクリーンに投影しながら、現在進めている基本設計の取組状況や、周辺環境対策の方向性として、ドクターヘリの経路、日影対策、工事による住宅等への影響を調査する、いわゆる工損調査の範囲などについて御説明いたしました。また、当日、都市整備部道路建設課にも同席いただき、敷地東側市道の拡幅整備についても御説明をさせていただきました。

参加者からの主な御意見といたしましては、統合新病院の敷地内配置に関して、浜田中央公園から環状線へ抜ける遊歩道について、これまでどおり歩行者が通り抜けできるようにしてほしい、渋滞緩和のために、一般来院者や職員の車両が環状線から入るだけでなく、出ることもできるようにしてほしいとの御要望をいただきました。

騒音や振動、地盤沈下など生活環境の変化に関しては、整備場所周辺地域が軟弱地盤であり、過去には地盤沈下や傾きが発生したこともあったため、提示された工損調査範囲では不十分であり、実情を理解した上で範囲を再検討してほしい、建設時だけではなく、スケート場などの解体時の騒音・振動対策についても、窓口を設置して、しっかり対応してほしいとの御要望をいただきました。

敷地東側市道の拡幅整備に関しては、敷地東側市道が片側1車線では、北側から来た車両が病院へ入る右折車待ちで後続が詰まり、渋滞が発生する懸念があるため、歩道を削ってでも車線を増やしてほしいとの御要望をいただきました。

このように、今回の懇談では、整備そのものに否定的な発言等はありませんでしたが、地域の皆さんが周辺道路の渋滞と、軟弱な地盤に対する工事の影響について不安に感じられているということ把握することができました。

これらへの対応といたしまして、渋滞対策につきましては、今回の御意見を参考に、引き続き青森県警察本部や都市整備部と安全対策についての協議を継続して行っているところであります。

軟弱地盤への対応につきましては、令和6年度に実施したスケート場周辺の地質調査の結果を踏まえまして、工事による地盤沈下等が発生しないよう万全な対策を講じて設計を進めているところでありまして、来年度も引き続き地盤等の調査を実施するなど、慎重に対応していきたいと考えております。また、来年度から実施する工損調査の範囲に限らず、万が一、調査範囲外で工事等における影響が出た場合でも、因果関係が確認できれば補償対応を行うなど真摯に対応してまいりたいと考えております。

今後におきましても、事業の進捗に応じて地域の皆さんと適時情報を共有するとともに、率直な思いを伺いながら、不安を安心に変えていけるよう丁寧に取り組んでいく所存であり、引き続き町会や県と連携し、市民の皆様にとってより良い病院を建設できるよう努めてまいります。

報告は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 2月12日といえばまだ雪がすごく多くて、足元が悪かったと思うんですが、26名の方々が来られたと。

それで、もっと多くの人の関心があったけれども断念せざるを得なかったんじゃないかなと思うんですが、今回は何か予定されているんですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 まず、今回の参集範囲というのが、事業が具体化してまいりましたので、スケート場周辺の地域にお住まいの方ということで、足元は非常に悪い中でありましたが、そのために来られない方については、町会から報告はいただいております。

今後についても、事業の進捗におきまして、各町会の皆様と適宜適切に、必要があれば開催していくこととなります。

以上でございます。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市民病院と県立中央病院との分娩集約化について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 青森市民病院と県立中央病院との分娩集約化について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、「1 経緯」といたしまして、市民病院では、地域における分娩取扱件数の減少や、分娩を取り扱う産科医の不足等を踏まえまして、弘前大学からの提案を契機に、地域内の周産期医療をより高次のレベルで安定させるために、県立中央病院との分娩集約化などについて検討を進めてまいりました。

このたび、県立中央病院において当院の分娩を受け入れること等に係る調整が整ったこと、令和8年春には新たに分娩を取り扱うクリニックが市内に開院予定であることなどを踏まえ、令和8年4月から、県立中央病院への分娩集約化を実施しようとするものであります。

今回の分娩集約化は、将来の病院統合を見据え、統合新病院開院前から段階的に

連携・機能集約を進め、地域医療の質と持続性を高めていく取組の一環として位置づけるものであります。

次に、「2 青森市民病院における周産期医療への関与の変更」につきましては、分娩及び妊婦検診については県立中央病院へ集約するものの、市内のクリニックから依頼される胎児心エコー検査については、分娩集約後も引き続き当院において実施することとしており、これにより、青森地域保健医療圏における周産期医療提供体制への関与を継続してまいります。

これらの内容につきまして、去る2月9日に今後の青森地域保健医療圏における周産期医療の提供体制について、県立中央病院や分娩を取り扱っておりますクリニック及び県・市の地域医療行政担当部署参加の下、市民病院と県立中央病院の分娩集約化に向けた検討会を開催し、この中において、青森地域保健医療圏の周産期医療の方向性として、市民病院の分娩等については、令和8年4月から県立中央病院へ集約すること、従来から実施していた胎児心エコー検査について引き続き市民病院で行うことなどについて一致したところであります。

今後におきましても、胎児心エコー検査の実施等を通じ、関係機関との連携を図りながら、地域における周産期医療に貢献してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 一般質問で、市民病院の医師が病気だと。1人だったわけですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 産婦人科としましては、常勤で2名の医師がいるんですが、そのうち産科を主としている医師が1名でありました。

何かあれば、お互いに連携してやっていただいたものですが、主として担当している医師1名が急遽、病氣療養ということになりましたので休診しております。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 そうすると現在、県立中央病院には、産科を担える医師は何人いるんですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 今現在、連携をしております医師については、部長の医師1名と、それから担当している医師が——定かではないですが1名、一緒に会議は出ていたと記憶しております。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 いずれにしても、1人ということになると何かあったときに心配ですが、募集中なんですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 そういう意味では、県の周産期医療センターが、周産期の機能を集約しておりますので、私が確認している医師として、1名ともう1名の方と申し上げましたが、体制維持できるようにということで、県としても、弘前大学と調整しながら、県立病院の機能を維持できるような環境を作っているというふうなものでありますので、その辺については、可能な限り、引き続き県と弘前大学と、市も交えながらですけれども、調整させてもらえればと思っております。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 産科の医師の補充ということなんですけれども、ほかの大学とか地域の医師にも募集を打診するとか、そういうことはやっているんですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 基本的に、県内の公立医療機関がほとんどになるんですが、やはり派遣元の弘前大学から、大学としても県内の医療のバランスというものを考慮して、各公立病院に派遣していただいているということで、その中には、地域の医療を守るということの他に、医師の人材育成ということもそれぞれの病院での経験を踏まえて、県内の医師の配置を行っているという認識しております。

その中で、弘前大学が配置する医師とは別にして、私どもだけが探すということになりますと、これは弘前大学の人材育成も含めた、トータルでの人材の派遣ということと相容れないというケースも出てくるものですから、なかなかその辺の調整には苦慮するところであると認識しております。

○関貴光委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 分かりました。

ただ、やっぱり本当に緊急で困っているということであれば、県外でも医学部のあるところに探すとか、そういう努力も必要じゃないかと思うんですけれども、そういうことも検討をお願いしたいと思います。要望です。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 まず1つには、公立病院としての高次のレベルでの体制ということでは、今言った市民病院と県病ということになるんですが、一方で、今回、民間のクリニックの先生方とも一緒になって検討させてもらっております。

今後も引き続き検討は進めるんですが、おのおののクリニックの先生方も、地域の周産期の維持のためにお手伝いできることがあれば、できる範囲でやるということをお話しいただいておりますので、そういった連携も密にさせてしながら進めていきたいというふうには、検討の場に居合わせた一同、共有しているところであります。

〔小熊ひと美委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。まずは、木村委員から。

○木村淳司委員 胎児心エコー検査は維持をするということなんです、これは婦

人科を専門とされている常勤の医師がやっているということですか、それとも外来でということでしょうか。

○**関貴光委員長** 市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** 市民病院で行っております胎児心エコー検査は、産科の医師が行っているものではありませんので、いわゆる臨床検査技師の方がその資格を取得して、専門的な心エコー検査ということで行っております。

医師の負担軽減という視点も含めて、できる方を増やすという取り組みを行ったものであります。それを含めて、地域の産科の医師からも、自分たち以外にできる方が増えれば増えるほど地域のためになるということで、今後もその機能は維持していきたいということで、どういう形かは別にして統合新病院になったとしても、そういう体制については維持していきたいと考えております。

〔木村淳司委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

○**関貴光委員長** 次に、山田委員。

○**山田千里委員** 今回、4月から集約するとはっきり決まったわけですが、その前からもう既に県病に行っていたというのを考えれば、その集約が明らかになったことの周知は、どのようにされていくのでしょうか。

○**関貴光委員長** 市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** これまで、休診ということで御案内しております。

今般、関係機関と、それから議員の皆様にご説明させていただいておりますので、改めて今後、機能として、県病に集約していくということを、ホームページ等を通じて御案内させていただきますとともに、やはり開院のクリニックの皆さんも御賛同いただいていることでありますので、そういう妊婦の方と接する機会の中で情報共有できるようにさせてもらえればと思っておりました。

○**関貴光委員長** 山田委員。

○**山田千里委員** 関連して——こども未来部、あおもり親子はぐくみプラザなどでも、情報共有していくものだと思うんですが、妊婦に渡すものとか、そういうものにもすぐ反映されていくものなのではないでしょうか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 母子手帳配付時に、もし御相談などがあれば、市民病院と情報共有していきながら準備していきたいと思えます。

〔山田千里委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

○**関貴光委員長** 木村委員。

○**木村淳司委員** 産科を専門とする医師の方が1人しかいなかったということで、産婦人科でも2人しか医師がいない状態で、集約に向けて検討を進めていたところだったと思うんですが、他の診療科でも全部で1人とか2人とか、常勤の医師が非常に少ない診療科というのは多数あるのでしょうか。

○**関貴光委員長** 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 やはり外科、内科というように、基幹的な診療科については、複数人、多数の医師が配置されております。

ただ、例えば、眼科でありますとか、歯科でありますとか、総合病院としてあまり患者が多くない診療科については、1名という診療科もやはりあります。

こういった診療について必要があれば、例えば、手術等での応援があれば、他の病院からその日程に合わせてそれぞれ応援の医師が入って、手術の際には2名、3名の医師が入るというふうな、横の連携でそういった場に臨んでいるものであります。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 やっぱり圏域全体で、その診療科の維持というのが難しくなっていると思います。

要するに、産婦人科であるとか眼科とか歯科のような、特に産科なんかは、そもそも子どもが生まれる数が急激に減少しているので、医療需要自体が減っていると。産科を選んでくださる医師の方も少ないということで、市民病院にその産科の機能を残していこうということじゃなくて、東青圏域——青森市において産科の機能を失ってはいけないという段階に私は来ていると思っています。

十和田市の市民病院も分娩を取り扱いしていませんし、他にも、圏域において産科が一切ないという地域も増えてきているという現実がありますので、そういう集約化ということは、現実として市民の皆さんに、我々も伝えていく責務もありますけれども、市のほうでも他の診療科も含めてしっかり——地域医療というのは医療需要の消失というところに見舞われているし、医療サービスの供給というところでも厳しく、それは、自分たちだけでやっていくのではなくて、圏域全体でその機能を守っていかなくちゃいけないんだということは強く、伝えていただきたいなど。これは要望です。

以上です。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 先ほどの県病の産科の医師ですが、4名おります。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 また、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 病院の関係の報告があったこともあって、ちょっと心配なのは、ドクターヘリが、東京都の運営が厳しくて多分、飛ばないようなことが報道されていたんですけれども、統合新病院のドクターヘリの運営は民間に委託する想定ですか。

○**関貴光委員長** 市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** 業務自体は、病院として行うんですが、やはりメンテナンスでありますとか、運行のパイロットでありますとか、そういった方は、民間事業者にお願いしながら実施するということを想定しております。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 企業、事業者のめどはついているんですか。

○**関貴光委員長** 市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** 今現在、県立中央病院がドクターヘリをすでに実施しておりますので、そのままお願いするということを想定しているものであります。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 東京都ですら、パイロットが都合つかなかったということのようですが、そういうことがないように、ぜひよろしくをお願いします。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)